参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年10月23日 （5回目）
目標年度	令和１５年度
市町村名 （市町村コード）	諫早市 422045
地域名 （地域内農業集落名）	多良見地域 （喜々津・大草・伊木力）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	645.4　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	645.4　ha
②　田の面積	66.1　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	579.3　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.8 ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
（備考）	

注１：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
　２：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
　３：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
　４：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
　５：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
　６：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（２）　地域農業の現状及び課題

・多良見地域の大草・伊木力集落は、伊木力みかんのブランドとして有名な柑橘栽培が主体となっている。
・大草集落については、野副川、川内川の流域に水田が、山間部の傾斜地には樹園地が拓けている。
　また、伊木力集落は「伊木力みかん」の銘柄で全国に知られたみかんの特産地であり、集落内には広大な樹園地が広がっている。
・７０才以上の農業者の耕作が増えており、高齢化が進んでいることが伺われる。
・山間部の狭小な圃場などについては、荒廃農地となっており、今後、特に樹園地等で荒廃農地などが増加していくものと思われる。
・そのため、圃場整備の検討や老木の改植を進めて行く必要がある。
・荒れ地等の発生により、有害鳥獣（イノシシ、アナグマ、カラス）の被害が発生している。
・樹園地については、解約後の原状復帰に要する費用（抜根）の関係で、中間管理制度の利用が非常に少ない。

（３）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

　伊木力みかんは普通温州であり、今後は極早生から晩生種までの取組拡大を目指していく。また、伊木力みかんに次ブランドとしてアボカド（ジパング）栽培の取り組みも支援していく。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けによる担い手への農地の集積・集約化を基本に農地利用を進める。			
（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	28.94　％	将来の目標とする集積率	29.38　％
（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手への集積・集約化のより団地面積の拡大を進める。（令和15年度）			

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方法
中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織を対象として、農地中間管理制度についての説明会を実施し、対象地区内の受け手（担い手）とのマッチングを行い、集積を進めて行く。 また、多良見地区で中間管理制度利用の阻害要因となっている樹園地の原状復帰については、より簡便な方法による解約方法の検討を機構（長崎県振興公社）に求めていく。
（3）基盤整備事業への取組
樹園地については、農道・園内道等の基盤整備や省力化機械等の導入を行い、経営の合理化を推進していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
現在のところ未定。今後も協議の場において検討を継続する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現在のところ未定。今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 15 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

別紙のとおり

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

５　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

６　目標地図（別添のとおり）

７　基盤法第22条の３（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	

注１：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注２：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注３：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。